

教員免許更新制の実施に当たり各学校長等に留意いただきたい事項

平成21年4月から実施の教員免許更新制が導入され、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の教員の方々は、10年に一度、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）に対して、修了確認のための申請を行う必要があります。

各学校の校長（園長）等におかれましては、教諭、助教諭、講師（常勤、非常勤含む）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭その他職員に対する下記の取組について、御協力をお願いいたします。

- ① 教員免許更新制について各教員等に理解促進を図っていただくこと。
- ② 学校（園）内の各教員の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間、受講できる講習等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状を更新するための手続きの進捗状況の確認等を行っていただくこと。
なお、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続きは、各自の修了確認期限の2か月前（1月31日）までに行う必要がある。
- ③ 各教員等が免許状更新講習を受講するに際して、受講申込書等で、学校に所属する教員である（教員であった）ことの証明を行っていただくこと。
- ④ 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者（都道府県教育委員会）による確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされている。この場合にも、必ず各自で勤務地の免許管理者に対し、修了確認期限の2か月前までに、免許状更新講習受講免除の申請を行うことが必要である旨を該当の職にある者に周知すること。
- ⑤ 平成21年3月31日までに免許状を取得した方（旧免許状所持者）で、修了確認期限時点で現職の教員ではなかった方が、修了確認期限を過ぎて教育職員になる場合は、採用前に免許状更新講習の受講・修了と免許管理者への手続きが必要である。
また、平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された方（新免許状所持者）は、免許状に記載されている有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了と免許管理者への手続きが必要である。
よって、新たに教員を採用する際は、免許状の本状やコピー及び修了確認期限・有効期間の満了日の確認等を行い、教員免許更新制の観点より有効な免許状を所持しているかどうかを必ず確認すること。
- ⑥ 旧免許状所持者で平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（現在、栄養教諭以外の職でお勤めの方も該当）については、栄養教諭免許状の授与日によって、最初の修了確認期限を設定している。
平成18年3月31日以前に栄養教諭免許状を授与された方は、平成28年1月31日が免許状更新講習修了確認の申請期限となっている、また、平成18年4月1日～平成19年3月31日の間に栄養教諭免許状を授与された方は、平成27年2月1日から免許状更新講習の受講期間が開始となっているので、該当の者に周知すること。

教員免許更新制関係情報の入手先、各種問合せ先について

【文部科学省ホームページ】

- 教員免許更新制の概要
「教員免許更新制とは？－開設とQ&A」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm
- 最初の修了確認期限について
「修了確認期限をチェック」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm
- 免許状更新講習の受講から手続までの流れ
「ケース別 手続きの流れ」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm
- 平成27年度に開講する免許状更新講習の一覧
「平成27年度 免許状更新講習の認定一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1353980.htm
- 免許状更新講習の受講免除について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/005.htm
- 修了確認期限の延期について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm
- 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式など
→ 各都道府県教育委員会の免許担当にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下を御参照ください。
「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm
- 教員免許更新制リーフレット
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/08101410.htm

【制度概要などについての文部科学省への問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室更新係

電話：03-5253-4111（代）（内線 3573）

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp